

# 国立大学法人岐阜大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案するとともに、その者の職務実績に応じ、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員の給与法を参考として、本給月額を5月1日から約0.5%引き下げた。 特例期間として、平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額・地域手当・広域異動手当・期末特別手当を9.77%引き下げた。
理事	国家公務員の給与法を参考として、本給月額を5月1日から約0.5%引き下げた。 特例期間として、平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額・地域手当・広域異動手当・期末特別手当を9.77%引き下げた。
理事(非常勤)	国家公務員の給与法を参考として、非常勤役員手当を5月1日から約0.5%引き下げた。 特例期間として、平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間、非常勤役員手当を9.77%引き下げた。
監事	国家公務員の給与法を参考として、本給月額を5月1日から約0.5%引き下げた。 特例期間として、平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額・地域手当・広域異動手当・期末特別手当を9.77%引き下げた。
監事(非常勤)	国家公務員の給与法を参考として、非常勤役員手当を5月1日から約0.5%引き下げた。 特例期間として、平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間、非常勤役員手当を9.77%引き下げた。

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	16,476	11,737	4,387	352 (地域手当)			
A理事	13,103	9,278	3,468	278 (地域手当) 78 (通勤手当)			
B理事	13,074	9,278	3,468	278 (地域手当) 49 (通勤手当)		3月31日	
C理事	13,074	9,278	3,468	278 (地域手当) 49 (通勤手当)			
D理事	12,002	8,010	3,066	240 (地域手当) 24 (通勤手当) 240 (広域異動手当) 420 (単身赴任手当)			◇

E理事	千円 13,074	千円 9,278	千円 3,468	千円 278 49 (地域手当) (通勤手当)			
A監事	千円 10,182	千円 7,198	千円 2,690	千円 215 78 (地域手当) (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 2,285	千円 2,285	千円 0	千円 0 ( )	4月1日		

注1:総額及び各内訳については千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

- ・「退職公務員」:常勤の国家公務員として職務に従事した者(下記①から③まで又は役員出向者に該当する者を除く。)とする。  
①専ら教育、研究又は医療に従事した者(大学教授、研究者、医師等)②国家公務員としての勤務が一時的(原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下)であった者③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)
- ・「役員出向者」:国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員として在職する者とする。
- ・「独立行政法人等の退職者」:独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者とする。

注3:「地域手当」とは、民間における賃金物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注4:「広域異動手当」とは、勤務箇所を異にして異動した役員に支給しているものである。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当なし	
理事					該当なし	
監事	3,900	4 0	平成24年3月31日	-		
監事 (非常勤)					該当なし	

注1:監事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を掲載した。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、教育・研究活動及び大学運営に係る人材の有効活用を推進するため、本学にて決定された当初予算の範囲内で最も効率的に運用できるよう人件費管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法に定める職種に応じた俸給表を参考とし、毎年の人事院勧告を基本として、給与水準を決定する予定である。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学の定める人事評価の結果を基礎資料とし、職員が職務を通じて発揮している能力(職務遂行能力)によって任用、給与等の処遇に反映させている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	昇給区分を5段階とし、毎年1月1日の昇給の日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて昇給させることができる。
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の職務の級に決定することができる。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

給与法を基本として、次のとおり改定した。

- ① 上位の級の者、下位の級で上位の号給の者を対象とし本給表の改定を行い、平均0.23%引き下げた。
- ② 平成24年4月1日において36歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において昇給した職員等の号給調整を実施した。

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。  
(職員について)

・実施期間: 平成24年7月1日～平成26年3月31日

・本給表関係の措置の内容:

◀▲4.77%▶一(一)2級以下、一(二)3級以下、教(一)2級以下、医(二)2級以下

◀▲7.77%▶一(一)3～6級、一(二)4級以上、教(一)3～4級、医(二)3～6級

◀▲9.77%▶一(一)7級以上、教(一)5級以上、医(二)7級、指定職

・諸手当関係の措置の内容: 管理職手当▲10%、地域手当▲支給減額率(管理職手当に対する分は▲10%)、広域異動手当▲支給減額率(管理職手当に対する分は▲10%)、特勤勤務手当▲支給減額率、特勤勤務手当に準ずる手当▲支給減額率、期末手当▲9.77%、勤務手当▲9.77%

・国と異なる措置の概要: 一(一)適用職員のうち学長が別で定める職員、教(二)適用職員、医(一)適用職員並びに一(二)適用職員及び医(二)適用職員のうち医学部附属病院に勤務する職員は対象としないこととした。また、平成24年12月期の勤勉手当に係る減額支給措置を適用除外とした。

(役員について)

・実施期間: 平成24年7月1日～平成26年3月31日

・本給表関係の措置の内容: 本給月額▲9.77%、非常勤役員手当の月額又は日額▲9.77%

・諸手当関係の措置の内容: 地域手当▲9.77%、広域異動手当▲9.77%、期末特別手当▲9.77%

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1,477	42.4	6,183	4,619	85	1,564
事務・技術	296	41.6	4,989	3,758	105	1,231
教育職種 (大学教員)	648	49.1	8,003	5,920	92	2,083
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	404	33.7	4,442	3,367	49	1,075
技能・労務職種	6	55.7	5,395	4,076	88	1,319
教育職種 (附属義務教育学校教員)	31	37.6	6,209	4,746	95	1,463
医療職種 (病院医療技術職員)	91	37.4	4,884	3,713	122	1,171
その他医療職種 (看護師)	1					

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	103	35.7	4,095	3,795	51	300
事務・技術	11	44.3	3,168	2,429	90	739
教育職種 (大学教員)	14	42.1	5,449	4,150	77	1,299
医療職種 (病院医師)	73	32.9	3,994	3,994	41	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	3	24.5	3,467	2,664	34	803

〈年俸制適用者〉

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	26	42.8	5,278	5,278	144	0
事務・技術	5	38.3	3,252	3,252	252	0
教育職種 (大学教員)	7	37.1	5,537	5,537	140	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	1					
特任教員	13	47.8	6,039	6,039	107	0

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	4	30.5	4,463	4,463	45	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
特定研究者	1					
特定研究支援者	3	27.5	4,042	4,042	52	0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のその他医療職種(看護師)及び非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3: (年俸制適用者) 常勤職員、在外職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

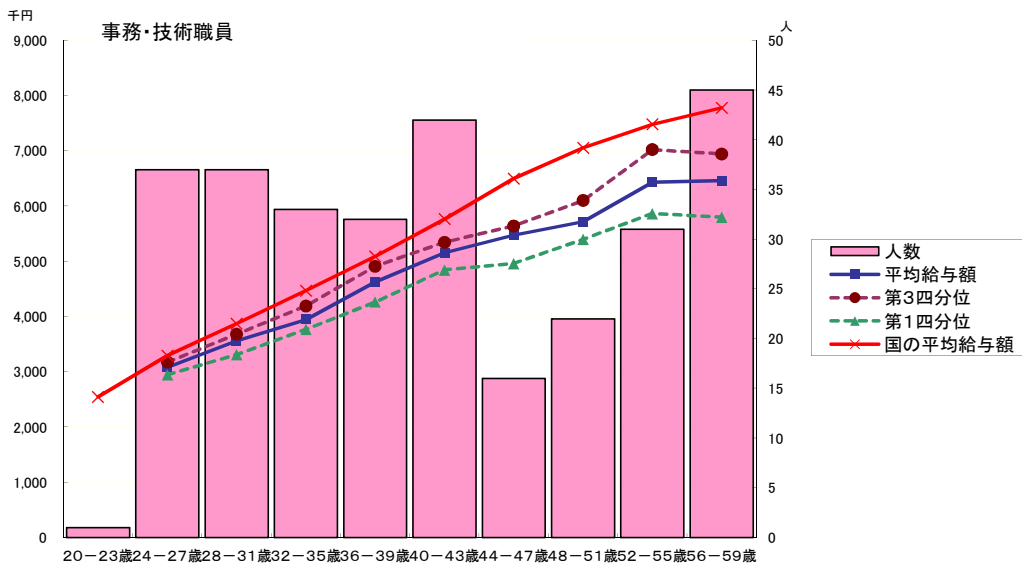
注4: (年俸制適用者) 任期付職員のその他医療職種(看護師)及び非常勤職員の特定研究者については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注5: 「特任教員」とは、本学の運営上特に必要な授業、教育指導、研究、就職指導、入学試験、国際交流、地域連携等に携わることにより、本学の教育、研究等の一層の充実及び活性化に資することを目的として、雇用される者をいう。

注6: 「特定研究者」とは、特定研究プロジェクトを推進するため、当該事業年度を超えない範囲で雇用される博士の学位を有する者をいう。

注7: 「特定研究支援者」とは、特定研究プロジェクトを推進するため、当該事業年度を超えない範囲で雇用される修士の学位を有する者をいう。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

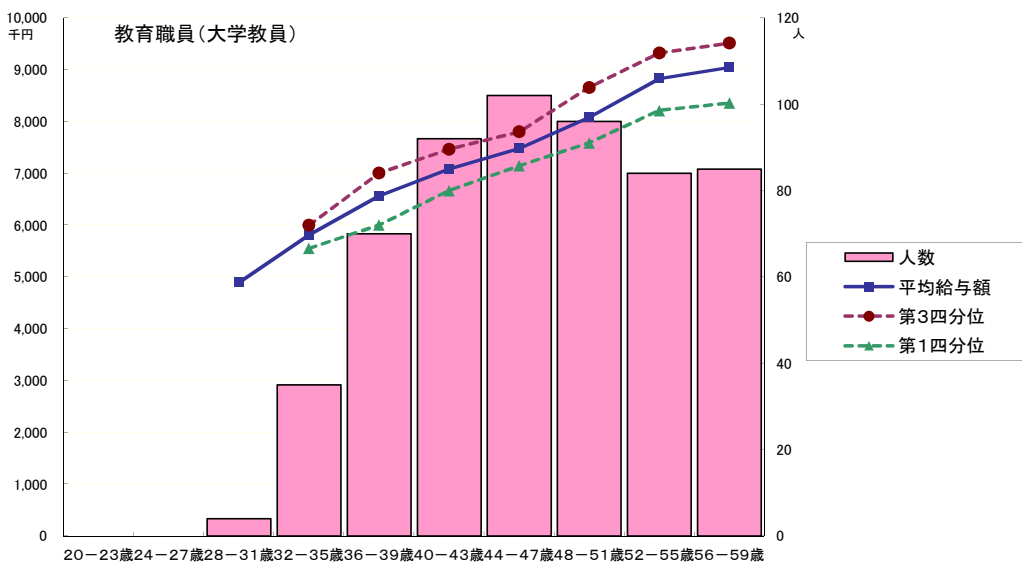


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。  
 注2:20歳～23歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位及び平均給与額については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
部長	4	58.3	-	-	8,867	-	-
課長	23	54.2	6,946	6,946	7,298	7,811	7,811
課長補佐	37	54.1	5,878	5,878	6,143	6,307	6,307
係長	107	45.1	4,804	4,804	5,202	5,606	5,606
主任	39	38.1	3,905	3,905	4,326	4,716	4,716
係員	86	29.2	3,061	3,061	3,369	3,584	3,584

注1:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「事務主幹」を含み、「課長補佐」には「事務長補佐」を含み、「係長」には「専門職員」を含む。  
 注2:部長の該当者は4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

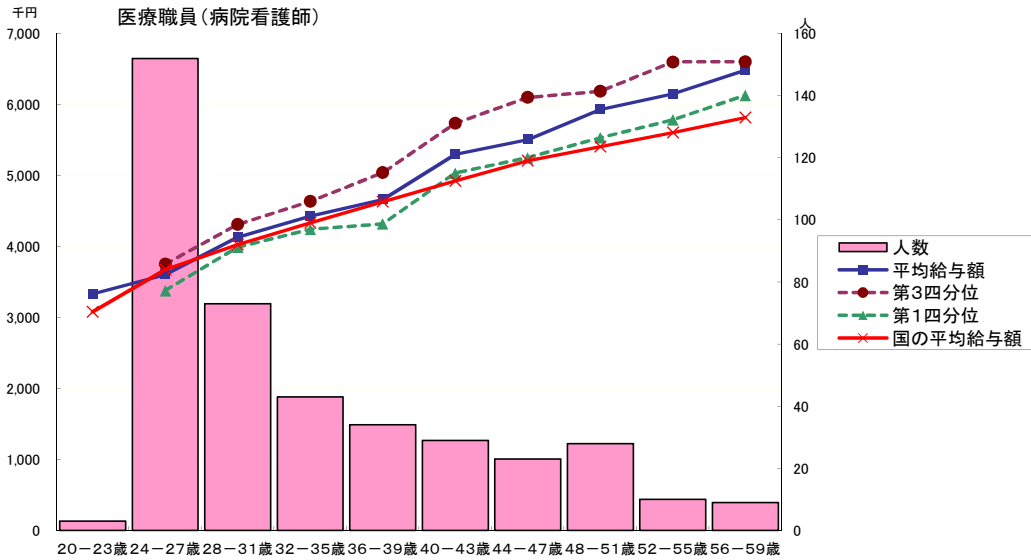


注:28歳～31歳の該当者は4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	258	56.2	8,561	9,184	9,786
准教授	212	46.5	7,160	7,506	7,945
講師	39	46.8	7,059	7,340	7,646
助教	138	40.5	5,742	6,339	6,890
助手	1	-	-	-	-

注: 助手の該当者は1名のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 「平均年齢」以下の事項については記載していない。



注: 20歳~23歳の該当者は3名のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	4	52.8	-	6,703	-
看護師長	22	48.5	6,138	6,289	6,480
副看護師長	47	44.7	5,362	5,606	5,984
看護師	330	30.8	3,561	4,054	4,341

注1: 看護部長の該当者は1名のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2: 副看護部長の該当者は4名以下のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員	係長主任	課長補佐 係長	課長	課長	部長
人員 (割合)	296 人 (割合)	41 人 (13.9%)	54 人 (18.2%)	130 人 (43.9%)	38 人 (12.8%)	20 人 (6.8%)	10 人 (3.4%)	2 人 (0.7%)
年齢(最高～最低)		48～21 歳	59～27 歳	59～33 歳	59～47 歳	59～39 歳	59～47 歳	
所定内給与 年額(最高～最低)		千円 2,992～ 1,724	千円 3,525～ 2,344	千円 4,775～ 2,602	千円 4,918～ 4,180	千円 6,063～ 4,401	千円 7,199～ 5,251	千円
年間給与額 (最高～最低)		千円 3,908～ 2,293	千円 4,668～ 3,139	千円 6,285～ 3,460	千円 6,700～ 5,652	千円 7,823～ 6,070	千円 9,447～ 6,946	千円

区分	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長	部長
人員 (割合)	1 人 (0.3%)	該当者なし 人	該当者なし 人
年齢(最高～最低)			
所定内給与 年額(最高～最低)	千円	千円	千円
年間給与額 (最高～最低)	千円	千円	千円

注:7級における該当者が2名及び8級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、

「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	648 人 (割合)	1 人 (0.2%)	71 人 (11.0%)	106 人 (16.4%)	212 人 (32.7%)	258 人 (39.8%)	該当者なし 人
年齢(最高～最低)			64～29 歳	58～33 歳	64～33 歳	64～41 歳	
所定内給与 年額(最高～最低)		千円	千円 5,240～ 3,216	千円 6,376～ 4,337	千円 6,531～ 4,078	千円 8,499～ 5,364	千円
年間給与額 (最高～最低)		千円	千円 6,822～ 4,283	千円 8,268～ 5,631	千円 8,806～ 5,462	千円 11,969～ 7,376	千円

注:1級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、

「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	404 人 (割合)	該当者なし 人	330 人 (81.7%)	47 人 (11.6%)	22 人 (5.4%)	4 人 (1.0%)	1 人 (0.2%)	該当者なし 人
年齢(最高～最低)			59～23 歳	58～31 歳	57～42 歳	55～49 歳		
所定内給与 年額(最高～最低)		千円	千円 4,468～ 2,337	千円 5,094～ 3,098	千円 5,119～ 4,307	千円 5,124～ 4,835	千円	千円
年間給与額 (最高～最低)		千円	千円 5,951～ 3,085	千円 6,717～ 4,146	千円 6,828～ 5,854	千円 6,874～ 6,601	千円	千円

注:6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、

「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。



④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 63.6	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.7	% 36.4	% 36.6
	最高～最低	% 51.1～32.9	% 47.7～32.6	% 47.6～32.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 65.0	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.3	% 35.0	% 35.1
	最高～最低	% 40.5～31.2	% 40.2～31.0	% 39.0～31.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 62.9	% 62.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.3	% 37.1	% 37.2
	最高～最低	% 51.7～33.3	% 50.8～33.0	% 51.2～33.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 65.1	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.2	% 34.9	% 35.0
	最高～最低	% 40.5～30.1	% 40.2～31.8	% 40.4～32.0

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.7	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.8	% 33.3	% 34.5
	最高～最低	% 40.5～32.3	% 37.8～29.5	% 39.1～31.0

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 87.0

対他の国立大学法人等 95.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 96.2

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 102.7

対他の国立大学法人等 97.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	87.0	
	参考	地域勘案	93.3
		学歴勘案	87.2
		地域・学歴勘案	93.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.6% (国からの財政支出額 14,922,250千円, 支出予算の総額 39,737,961千円: 平成24年度予算)  【検証結果】 国からの財政支出額に占める給与、報酬等支出総額の割合は約67.5%であるが、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は37.6%であり、また、事務・技術職員の対国家公務員指数が87.0であることから、人件費、給与水準は国からの財政支出額に大きな影響を与えていない。		
講ずる措置	現在の状態を維持し、今後も給与水準の適切性に努めていきたい。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	102.7	
	参考	地域勘案	102.3
		学歴勘案	104.0
		地域・学歴勘案	103.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関して本学が講じた給与減額支給措置において、病院看護師については適用を除外したことが、対国家公務員指数を上回った主な要因となったと考えられる。なお、国家公務員と同様の減額措置を適用した場合の対国家公務員指数は96.2と試算され、対国家公務員指数を下回ると考えられる。  【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.6% (国からの財政支出額 14,922,250千円, 支出予算の総額 39,737,961千円: 平成24年度予算)  【検証結果】 国からの財政支出額に占める給与、報酬等支出総額の割合は約67.5%であるが、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は37.6%であり、また、医療職員(病院看護師)の対国家公務員指数が102.7であることから、人件費、給与水準は国からの財政支出額に大きな影響を与えていない。		
講ずる措置	現在の状態を維持し、今後も給与水準の適切性に努めていきたい。		

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

97.1

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	10,076,377	10,469,794	△ 393,417	△ 3.8	△ 446,275	△ 4.2
退職手当支給額 (B)	1,185,534	1,015,575	169,959	16.7	△ 55,394	△ 4.5
非常勤役職員等給与 (C)	4,589,299	4,291,531	297,768	6.9	613,262	15.4
福利厚生費 (D)	1,873,172	1,839,220	33,952	1.8	151,049	8.8
最広義人件費 (A+B+C+D)	17,724,382	17,616,120	108,262	0.6	262,642	1.5

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」の減は、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関して本学が講じた給与減額支給措置が主な要因である。削減額は、総額401,699千円である。  
なお、年間平均支給人員数は3名増である。  
また、「最広義人件費」の増は、「非常勤役職員等給与」の増及びそれに伴う「福利厚生費」の増が主な要因である。
- ② 「退職手当支給額」の増は、定年退職者の増(6名)及び長期勤続者の退職の増等が主な要因である。  
なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき本学が講じた措置による削減額は、総額60,213千円である。
- ③ 「非常勤役職員等給与」欄に含まれる役職員に係る給与減額支給措置及び退職手当の支給水準引き下げに関する措置による削減額は、総額18,161千円である。

### IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

役職員の手当について、支給水準の引き下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要: 調整率を適用し段階的に引き下げる

平成25年1月1日～ 98/100

平成25年10月1日～ 92/100

平成26年7月1日～ 87/100

職員に関する講じた措置の概要: 調整率を全ての退職者に適用し段階的に引き下げる

平成25年1月1日～ 98/100

平成25年10月1日～ 92/100

平成26年7月1日～ 87/100